

申請内容に変更があった場合について

変 更 事 由	提 出 書 類
転 出 さ れ た 場 合	幼稚園にその旨をお伝えください。 (転出先の自治体で申請することになります。)
退 園 さ れ た 場 合	幼稚園にその旨をお伝えください。 提出書類はございません。
区内で住所を変更された場合	
休 園 す る 場 合	
口 座 を 変 更 さ れ る 場 合	幼稚園で口座変更届を受け取り、 幼稚園に提出してください。 (保護者名義以外の口座には変更できません。)
転 入 さ れ た 場 合	新規申請書を幼稚園に提出してください。 (1月1日現在、区外にお住まいの方は、 申請書の他に税額が分る書類が必要です。)
保 護 者 を 変 更 さ れ る 場 合	新規申請書を幼稚園に提出してください。 (離婚調停中の場合は、裁判所の証明が必要です。)
住 民 税 額 を 修 正 し た 場 合 ※補助金額が変わる場合は、 変更交付通知を送付のうえ、 次回の振込期に反映いたします。	○1月1日現在、区内にお住まいの方 子育て施設支援課(直通電話 5654-8266)に その旨をお伝えください。 ○1月1日現在、区外にお住まいの方 修正後の区民税所得割額がわかる書類を 子育て施設支援課に提出してください。

※新規申請書及び口座変更届は、区内各私立幼稚園にごさいます。

区外園に通園している場合は、子育て施設支援課(直通電話5654-8266)までお問い合わせください。